

仙台市農業委員会第 58 回総会議事録

I. 開催日時 令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 25 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (16 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (3 人) 11 番 郷古 雅春 13 番 佐藤 千治 15 番 庄司 俊充

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

第 5 号議案 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）

5. 協議

(1) 令和 5 年度業務計画（案）について

(2) 令和 5 年度総会等関連行事予定表（案）

6. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転届出について

(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(6) 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について

(7) 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

(8) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻について

(9) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(10) 令和 5 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

- (11) 令和4年度第5回企画検討チーム会議報告
- (12) 農業者年金新規加入説明会の開催報告
- (13) 令和4年度農地利用意向調査の結果について
- (14) 農地法第3条下限面積要件撤廃に伴う事務取扱の変更について
- (15) 農地の無断転用案件に対する通知について

7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会 司会：振興係長	<p style="text-align: center;">開 会 (午後1時30分)</p> <p>ただいまから仙台市農業委員会第58回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長挨拶 司会：振興係長	<p style="text-align: center;">－ 会長 あいさつ －</p> <p>ありがとうございました。次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、11番郷古雅春委員、13番佐藤千治委員、15番庄司俊充委員から欠席の届けがありました。19人中16人出席ですので、会議は成立しております。</p>
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、9番菊地郁夫委員、10番熊谷幸夫委員を指名いたしますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>議案に入ります。 (午後1時33分)</p> <p>第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、2月21日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。</p>

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。第1号議案について、大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、加藤和江委員、菅野則義委員、松原菊男委員の3名で行いました。また該当する地区の農地利用最適化推進委員として高橋孝夫推進委員が、調査に必要と認める農業委員として熊谷幸夫委員が、農地利用最適化推進委員として倉片誠喜推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による規模拡大が4件の計7件です。番号4番から6番は市内に初めて農地を借りることから、聞き取り調査を実施しております。調査の結果報告は番号1番から3番を加藤和江委員から、番号4番から7番を菅野則義委員から行います。番号4番から6番は、口頭報告をします。

書面報告

(7番加藤和江委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で625aの農地を耕作しています。2月17日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。なお、令和4年12月26日付けで売買により農地法第3条許可していましたが、6の報告事項(6)のとおり許可を取り消し、今回の申請に至ったものです。

番号2番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で152aの農地を耕作しています。2月14日に戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で82aの農地を耕作しています。2月16日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。賃貸借の期間は10年間です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員
(8番)

番号4番から6番までは、譲受人が共通しているため、一括して報告します。市内に初めて農地を借りることから、聞き取り調査を実施しております。聞き取り調査には、調査に必要と認める農業委員として熊谷幸夫委員が、農地利用最適化推進委員として倉片誠喜推進委員が、該当する地区の農地利用最適化推進委員として高橋孝夫推進委員も出席して調査しました。大和町に本拠を置き、大崎市で営農している法人が、仙台市の農地を、一般法人として解除条件付きで賃借し、規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、法人構成員の役員3人、常時雇用する者2人の計5人で251aの農地を耕作しております。申請地には、ビニールハウス11棟を設置し、コーヒー、パイナップル、ドラゴンフルーツ、シャインマスカットを栽培する計画です。2月17日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。賃貸借の期間は10年です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(8番菅野則義委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和4年9月7日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。(利用権が設定されていたため、9月に農地法第18条第6項の通知が出ております。)譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で130aの農地を耕作しています。2月15日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

高橋勝彦委員
(17番)

番号4番から6番について、市外から仙台に来て営農するのは、栽培が大変ではないでしょうか。将来的には観光農園が目的ですか。仙台近郊でパイナップルやコーヒーなどの作目は難しいのではないのでしょうか。聞き取り調査の中でどういった話になったのか教えて下さい。

菅野則義委員
(8番)

コーヒーは大崎市三本木のハウスで現在育てており、3年目に少し実がなったそうです。パイナップルもドラゴンフルーツも温度をかければ大丈夫とのことで

す。ビニールハウス内で薪ストーブと石油ストーブを使うそうです。また、観光農園にする予定はないそうです。栽培計画は厳しいと思いますが、このあたりはずっと耕作放棄地になっており、いくらかでも管理してもらえたらということと、農業高校の先生のOBが指導をしながら頑張っていくということなので、許可相当としました。

高橋勝彦委員
(17番)

調査委員会では関係する委員が3人も参加していることから、これまでにない聞き取り調査だったと思います。配管ではなく薪ストーブなのでですね。

菅野則義委員
(8番)

薪ストーブです。地元の農業委員と推進委員がフォローをしていくので、よろしくをお願いします。

熊谷幸夫委員
(10番)

現場はイノシシ等の被害が多く、耕作放棄地状態であり、それが解消されることなので許可相当と判断しました。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

次に、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、加藤和江委員、菅野則義委員、松原菊男委員の3名で行いました。今回の申請は、宅地(宅地の拡張)に転用するものが1件、農家住宅に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、松原菊男委員から行います。番号2番については、口頭報告をします。

書面報告

(18番松原菊男委員報告)

番号1番は、宅地(宅地の拡張)に転用するものです。申請地は、市街化調

整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、500m以内に2つ以上の公共的施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑29㎡を転用し、花壇に14.2㎡、出入口の通路に8.2㎡、生垣に6.6㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員
(18番)

番号2番は、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑985㎡を転用し、住宅1棟に126.87㎡、農業用倉庫2棟に99.08㎡、カーポートに83.52㎡、庭等に675.53㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローン審査結果の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(18番松原菊男委員報告)

番号3番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、500m以内に2つ以上の公共的施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、田286㎡を転用し、農業用倉庫(1棟)に5.97㎡、駐車場(トラック1台・トラクター1台)に54㎡、通路・作業スペース等に226.03㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ずに砂利を敷いていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

次に、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、分家住宅に転用するものが1件、資材置場に転用するものが4件、駐車場に転用するものが2件、キャンプ場に転用するものが1件、通路に転用するものが1件の合計9件です。番号6番は面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しました。調査の結果報告は番号1番から3番を私（大泉権吾委員）から、番号4番から6番を小野寺潔委員から、番号7番から9番を菊地郁夫委員から行います。番号5番と6番は、口頭報告をします。

書面報告

(4番大泉権吾委員報告)

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が田211㎡(実測211.23㎡)を転用し、資材置場に40.67㎡、駐車場(2台)に31.82㎡、通路等に138.74㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、通路に転用するもので、贈与(持分10分の1)による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広が

りがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田 3.96 m²を転用し、通路として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、贈与による所有権移転であり、既に通路として利用されていることから費用が掛からないことを確認しております。また、許可を得ず現地を通路として利用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないと判断し、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、隣接地に住んでいる譲受人が畑 115 m²を転用し、駐車場（普通車4台）に60 m²、通路等に55 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（6番小野寺潔委員報告）

番号4番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑 1,440 m²を転用し、資材置場に386 m²、駐車スペースに425 m²、通路等に629 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
（6番）

番号5番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しま

した。申請は、譲渡人の親族が畑 349 m² (実測 352.86 m²) を転用し、住宅 (1 棟) に 92.61 m²、駐車場 (普通車 2 台) に 19.36 m²、通路等に 240.89 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、令和 4 年 12 月 23 日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、キャンプ場に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、譲受人が田畑 3,710 m² を転用し、原野等含む事業面積 4,173.88 m² をキャンプサイト (7 か所) に 1,575 m²、駐車場 (大型車 7 台・普通車 2 台) に 500 m²、通路等に 2,098.88 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(9 番菊地郁夫委員報告)

番号 7 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑 649 m² を転用し、資材置場に 242 m²、通路・作業スペースに 407 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 8 番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田 534 m² を転用し、資材置場に 300 m²、重機置場 (重機 1 台) に 36 m²、通路等に 198 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目

的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、許可を得ず、現地を通路として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、レジャー業者が田754㎡を転用し、ゴルフ練習場の駐車場（普通車22台）に342㎡、通路等に412㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

高橋勝彦委員
(17番)

番号6番は、既存施設の拡張となりますが、ここに通じる道路は、農道ではないところですか。

小野寺潔委員
(6番)

農道の使用はありません。既存のキャンプ場から出入りするものです。

議 長

他にご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可することに決定します。

(午後1時50分)

議 長	次に、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定についてを上程いたします。調査内容につきましては、第一調査委員会大泉権吾委員長から報告願います。
大泉第一調査委員会委員長	第4号議案の調査結果を報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用していたものについて事業計画変更承認を申請するものが2件です。調査の結果は柴田市郎委員から口頭報告します。
柴田市郎委員 (19番)	番号1番と2番は関連がありますので一括して報告します。権利移動の内容を変更するため、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和4年5月27日付け農地法第5条により太陽光発電パネル設置に転用許可しましたが、賃借権の設定から地上権の設定に権利の設定を変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。
議 長	第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について、承認することに決定します。
	(午後1時54分)
議 長	最後に、第5号議案農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）を上程いたします。
	第5号議案については、私（佐々木均会長）と大泉権吾委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。
	最初に事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	第5号議案農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）は、令和5年4月21日宮城県告示予定分です。主に組田解消による耕作者を変更するため

解約し、改めて中間管理機構から配分するものです。総数で 26 件、242,623 m²です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

議 長

それでは、最初に番号 2 番、9 番、13 番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。

それでは、私は退席します。

(佐々木均会長退席) (議長交替する) (午後 1 時 56 分)

議 長

(嶺岸会長職務代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。

第 5 号議案の番号 2 番、9 番、13 番について、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

(嶺岸会長職務代理者)

それでは、質問等がなければ採決します。

番号 2 番、9 番、13 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

(嶺岸会長職務代理者)

それでは、全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用配分計画 (案) について (農地中間管理事業) の番号 2 番、9 番、13 番については、原案のとおり決定します。

番号 2 番、9 番、13 番が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

(佐々木均会長入室) (午後 1 時 57 分)

議 長

(嶺岸会長職務代理者)

第 5 号議案の番号 2 番、9 番、13 番が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する) (午後 1 時 58 分)

議 長

(佐々木会長)

それでは、引き続き審議を再開します。同じく議事参与の制限に係る案件 (番号 25 番) を審議することにします。大泉権吾委員の案件でありますので、大泉権吾委員は退席していただきます。

(大泉権吾委員退席)

議 長

第 5 号議案の番号 25 番について、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。
番号 25 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用配分計画 (案) について (農地中間管理事業) の番号 25 番については、原案のとおり決定します。番号 25 番が終了しましたので、大泉権吾委員は入室してください。

(大泉権吾委員入室)

(午後 1 時 59 分)

議 長

それでは、議事参与の制限以外の残り 22 件 (番号 2 番、9 番、13 番、25 番の 4 件を除く) について審議することにします。ご質問・ご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。22 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用配分計画 (案) について (農地中間管理事業) の 22 件 (番号 2 番、9 番、13 番、25 番を除く) は、原案のとおり決定します。

(午後 2 時 00 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1) 「令和 5 年度業務計画 (案) について」、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 — (1) 「令和 5 年度業務計画 (案) について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1) 「令和 5 年度業務計画 (案) について」は、承認といたします。

次に、(2) 「令和 5 年度総会等関連行事予定表 (案)」について、事務局から説明願います。

事務局振興係	— 説明 —(2)「令和5年度総会等関連行事予定表(案)」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	異議がなければ、(2)「令和5年度総会等関連行事予定表(案)」については、承認といたします。
	(午後2時07分)
議 長	続きます、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。
	(1) 農地改良工事(現状変更)届出については、書面での報告とします。
	<p>書面報告</p> <p>(4番大泉権吾委員報告)</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は1件ありました。田376㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域の農地に、白菜を栽培する計画です。隣接地と同程度の高さに盛土する計画で、届出地内で排水路やセットバック等を適切に対応予定であり、隣接地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和5年3月1日から令和5年8月1日までの約5ヶ月です。令和5年1月27日に赤間敬農業委員及び庄司善春農地利用最適化推進委員が現地調査をしております。関係書類は整備されており、詳細については別添報告書のとおりです。</p>
議 長	農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。
	(全員なし)
議 長	質問等がないようですので、続きます、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(9)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり9件の届出がありました。転用目的の内容は、公衆用道路・駐車場への転用が2件ずつ、貸駐車場・駐車場及び資材置場・分譲宅地・店舗併用共同住宅・一般住宅への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p>

(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから4ページに記載のとおり8件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、宅地・共同住宅への転用が2件ずつ、駐車場への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから6ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページから9ページに記載のとおり31件ありました。(6)農地法第3条の規定による許可の取消願については、10ページに記載のとおり1件ありました。(7)農地法第5条の規定による許可の取消願については、11ページに記載のとおり1件ありました。(8)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻については、12ページに記載のとおり1件ありました。(9)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断については、13ページから15ページに記載のとおり60件ありました。調査委員会において調査委員に非農地と判断していただいております、事務局長決裁により処理しております。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(9)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(10)「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を事務局から、(11)「令和4年度第5回企画検討チーム会議報告」と(12)「農業者年金新規加入説明会の開催報告」を加藤和江企画検討チーム長から報告願います。

事務局振興係

— 説明 —(10)「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」

加藤企画検討
チーム長

— 説明 —(11)「令和4年度第5回企画検討チーム会議報告」

— 説明 —(12)「農業者年金新規加入説明会の開催報告」

議 長

報告事項(10)から(12)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(13)「令和4年度農地利用意向調査の結果について」から(15)「農地の無断転用案件に対する通知について」までを事務局から報告願います。

事務局農地係長	<ul style="list-style-type: none"> — 説明 —(13)「令和4年度農地利用意向調査の結果について」 — 説明 —(14)「農地法第3条下限面積要件撤廃に伴う事務取扱の変更について」 — 説明 —(15)「農地の無断転用案件に対する通知について」
議 長	報告事項(13)から(15)までについて、ご質問等はありませんか。
小野寺潔委員 (6番)	資料7の下限面積撤廃要件の件について、農地法第3条の許可後に相当経っても耕作を開始しない場合や、辞めたいとなったらどうするのですか。西部地域の農地は手ごろな大きさの農地がたくさんあって、その対応が大変になりそうです。
事務局	許可後に耕作されていない時は遊休農地の取扱いになりますので、利用意向調査の対象となります。耕作の意向を確認し、耕作を促します。
小野寺潔委員 (6番)	副業的な方や自家消費の方は耕作放棄になる予想がされますが、何か対応を考えていますか。
事務局	確認書で耕作する方に、耕作の用に供して下さいと確認します。相談時に、耕作できない場合に利用できる制度として、農地中間管理機構への貸し出しやあっせん制度のお知らせや、また、相談の段階で賃貸借から始めてみるよう、提案することも検討しています。
小野寺潔委員 (6番)	耕作されなくなった小区画の農地は、買う人も借りる人もいないので、現実的にはかなり大変になると思います。そういう農地が発生した時の対応方法や、区域活動でどういう活動をしないといけないのかなど、対応のマニュアルを作りたいです。
事務局	区域活動で遊休化しているという報告を上げていただいて、利用意向調査に載せられる状況であれば載せたいと思います。申請後、2、3年してから遊休化するものが増えると想定されますので、農地パトロールでの状況として報告を上げていただきたいと思います。
大泉権吾委員 (4番)	下限面積が撤廃されることに対して処理判断の⑦地域調和の要件に「地域計画の実現に資するよう」が追加される説明でした。現在、地域で地域計画を作成中ですが、人・農地プランの「地域計画」のことだと思います。その地域計画に何かを書けば第3条許可をしないようにできるのでしょうか。
事務局	地域計画で10年後の目標地図を作成しますが、10年後の耕作者として決めた人ではないからと言って第3条許可を認めないというものではありません。地域調和要件は、地域で決めている集約計画に逆行するような申請が許可できないものになると思います。

大泉権吾委員 (4番)	これまでも農振白地で田に土盛りし、畑にした後で転用している事例がありますので、そういう人には第3条許可は出せませんよということはできるのでしょうか。できるのであれば規制できるような地域計画を作ればいいのではないのでしょうか。
議 長	下限面積がなくなると私たち農業委員の仕事が増えていきます。第3条で農地を買っても、その後農振農用地でも何年か後に白地になり、転用ができるようになるかもしれません。
松原菊男委員 (18番)	地元では、仮登記されている農地が動き始めています。家庭菜園でも自分の土地が欲しいと言っています。
菅野則義委員 (8番)	下限面積撤廃については法律なので、受け入れるしかありません。問題が出たらその度に改善策を考えていくのでどうでしょうか。
松原菊男委員 (18番)	仙台市独自の決まりを作れないのでしょうか。
事務局	3年間は耕作します等、誓約書を取ることは、国からしてはいけないと言われていています。独自ルールを作って法令に上乘せする規制はできません。今回新たに作成する確認書では、「趣旨を理解しています」ということを確認する内容で出させていただきます。任意の書類なので、出さなかったからと言って許可しないということはありません。
高橋勝彦委員 (17番)	資料8の無断転用の最終指導日が空欄の所は指導に行っていないので、本人は違反転用をしていると思っていないのではないですか。通知は年1回ではなく、2, 3か月や半年に1度は出すなど周知を十分にした上で、指導していきたいです。通知が行かないと、委員が指導に行っても「何しに来た」と言われます。
佐々木会長	通知を出したら、農業委員等が説明に伺うのがいいと思います。
高橋勝彦委員 (17番)	通知文には「後日、委員等が伺います」と付け加えて欲しいです。
事務局	来週、通知を出す予定です。(2)の違反の是正を促すものについては、「連絡をください」にしていますので、事務局に連絡が来ますが、併せて「農業委員・推進委員がお伺いする場合があります」と付け加えます。
議 長	他にご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 55 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。

(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。資料9をご覧ください。

会 長

(会長等報告)

会長職務代理者

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命についてですが、資料10をご覧ください。高山真里子推進委員が1月31日開催の「農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会」に参加しましたので、後ほどご覧いただき、次のページは、小野寺潔委員から2月16日開催の「令和4年度みやぎ農業担い手サミット」の報告をお願いします。

小野寺潔委員

— 報告 —

議 長

続きまして、(3)事務局からの連絡事項を、説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

(ア)～(カ)

(ア)令和5年度仙台市農業委員会全体会(案)

振興係

(イ)農業委員会による最適化活動の点検・評価の実施について

(ウ)「令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について

(エ)3月～4月の予定表

(オ)全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の動画視聴方法の変更について

(カ)他市町村農業委員会だより等(横浜市、新潟市、盛岡市、松戸市)

議 長

ご意見、ご質問等はございますか。

菊地郁夫委員

(9番)

農業委員会による最適化活動の点検・評価の実施について、農地集積は担い手へだと思いますが、目標の面積にするためには、高齢でもまだ作付けしている人からやめてもらって集積するということですか。遊休農地を耕作して集積するならわかりますが、リタイアを待っていてはいけないのですか。

事務局	<p>担い手に集積するのは人・農地プランに掲載している人ですが、80歳の方が耕作しているのは、10年後に90歳になった時に誰が耕作していくかを決めます。耕作の意思がある人から、やめてもらって農地を集めると言うことではありません。やめたいと言う人には、できるだけ貸してと誘導していくことになります。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。</p>
司会：振興係長	<p>会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。</p>
嶺岸会長職務代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第58回総会を閉会します。</p>
	<p>閉 会</p>
	<p>(午後3時25分)</p>